

令和6年度 事業計画書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会

令和6年度柳川市社会福祉協議会事業計画書

1. 情勢と基本方針

現在、わが国では少子高齢化や人口減少、核家族化の進行等に伴い、地域コミュニティの脆弱化や社会的孤立、生活困窮者の増加など生活課題が多様化・複雑化しています。また、新型コロナウイルス発生から4年余りが経ち、5類感染症に移行されたことで行事や活動を本格的に再開される地域も増え、ようやく世の中が日常生活を取り戻しつつあります。このような中、本会では引き続き、地域の自主的な福祉活動の支援に努めるとともに、コロナ禍で生活環境の変化により顕在化した生活課題や地域課題について、地域の関係者等と連携し課題認識の共有を図りながら、解決に向けた取り組みを進めていきます。

昨年策定した第3期地域福祉活動計画については、今年度が2年目となることから、本計画の基本理念である「笑顔でつながる福祉のまち柳川」の実現に向け、計画の継続的な周知はもとより、計画に掲げた取り組みを着実に実行し、地域の関係者等と連携を図りながら、地域福祉の推進に努めていきます。

さらに今年度は新たに、柳川市から生活支援体制整備事業を受託することになります。これまで各種関係団体や地域住民と築いてきた既存の支え合い活動や地区社会福祉協議会など地域の福祉活動の拠点を活かしつつ、複雑多様化する生活課題に対する支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の促進を図っていきます。

本会は、今日的な地域福祉の課題を踏まえ、住民の福祉ニーズの把握に努めるとともに、地域福祉推進の中核的な組織として、その使命と役割を果たすべく、多様な関係者と課題共有及び連携強化を図り、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、以下の点に重きを置きつつ、各種事業を展開していきます。

2. 重点目標

(1) 第3期地域福祉活動計画の推進

今年度は、柳川市と一体的に策定した第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の2年目となることから、両計画の緊密な連携を図りながら、推進に努めていきます。また、日々変化する社会情勢を踏まえ、計画との整合性を図りつつ、本会における取組内容を定期的に見直し、施策の方向性を共有しながら、市と一体となって地域福祉の推進に取り組んでいきます。

(2) 地域の支え合い活動の推進

今年度新たに、生活支援体制整備事業を受託することから、既存の支え合い活動や地区社会福祉協議会など地域の福祉活動の拠点を活かしつつ、高齢者等に対する支援体制の充実・強化と社会参加の促進を図っていきます。

また、世代を問わず参加できる地域住民の交流の場として、地域食堂をはじめとする居場所づくりを推進していきます。

(3) 法人後見事業の実施

令和4年3月25日に第2期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、柳川市においても令和6年度中に中核機関(権利擁護センター)を設置することが予定されています。今後、本市において成年後見制度の利用が普及していくことが予想されることから、その受け皿となる法人後見事業を適正に実施し、市民の権利擁護を推進していきます。

《法人経営部門》

本会では、毎年度の決算で算出される社会福祉充実残額を適正に確認し、法人の健全経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実かつ効果的に行うための安定的な財政基盤を確保することに努めます。

なかでも、近年、本会の活動資金の貴重な財源となっている香典返し寄附や一般寄附の金額及び件数が逡減傾向にあることから、現行の窓口での受入に加え、新たに本会のホームページ上から24時間キャッシュレスで寄附ができるシステムを導入します。

また、災害発生時に被災地に設置される災害ボランティアセンターを円滑に運営するため、令和5年度に締結した「南筑後地区社会福祉協議会災害時相互支援協定」に基づき、訓練や職員派遣、資機材の貸与等を行います。

以上、この部門では、提供する福祉サービスの向上並びに事業経営の透明性を確保するために、次のとおり取り組んでいきます。

1. 組織運営

(1) 理事会等の開催

地域福祉推進にふさわしい事業を市民と協働して実施していくために、理事会等を中心に法人経営の強化を図ります。

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 正副会長会の開催
- 評議員選任・解任委員会の開催
- 企画・財政委員会の開催
- 表彰審査委員会の開催
- 運営会議の開催（定例月2回、対象者：常務理事及び管理職）

(2) 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、法人の財産状況等の監査を受けます。

- 本会監事による監査（原則として年1回）

(3) 安定的な財政基盤の確保

① 社協会員募集の推進

地域行政区等の協力を得て、一般会員を募集します。また、広報誌やホームページを活用して本会に対する認知度を高め、本会の趣旨に賛同する団体及び企業等の特別会員としての加入を推進します。

- 一般会員（目標／17,694世帯、8,847千円）※7月が推進月間
- 特別会員（目標／5団体、50千円）※8月が推進月間

② 積立資産の運用

長引く低金利の金融市場にあって、近年その果実は少額で推移しており、より有利な資金管理方法を模索すべき状況にあることから、平成26年10月から積立金の一部を国債又は地方債等の安全性の高い有価証券で管理することとしています。

今後も安定的な財政基盤を確保する必要性から、安全性及び収益性の高い方法で管理を行っていきます。

③ オンライン寄附システムの導入

本会のホームページ上から 24 時間寄附ができるオンライン決済システムを導入します。

(4) 社会福祉充実計画の策定

社会福祉充実計画（以下、充実計画という。）については、平成 29 年度以降の毎会計年度において、貸借対照表の資産の部に計上した額が控除対象財産を上回るかどうかを算定し、上回る額がある場合には、その額を財源として、既存の社会福祉事業の充実等に関する計画を策定し、実施しなければならないこととなっています。

本会では、平成 29 年度から 10 年計画で実施してきた充実計画が、令和 4 年度末の決算において充実残高が不足したため、計画終了の届出をしていることから、令和 5 年度末の決算を適正に算定し、充実残額が生じる場合には、新たに充実計画の策定を行います。

(5) 苦情解決制度

福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利の擁護とサービス提供者としての信頼及び適正性の確保を図るために、社会福祉法第 82 条の規定に基づき、苦情解決制度を適正に実施します。

(6) 情報公表

市民から信頼を得られる法人であるために、財務諸表及び現況報告書等をインターネット等で公表します。

(7) 法令遵守

社会福祉法人が遵守すべき法令を熟知してコンプライアンスの意識を高めるとともに、必要な庶務の実施及び規程等の改正を行います。

2. 他団体との連携及び連絡調整

(1) 関係機関とのネットワーク

関係機関の主催する各種委員会等へ役職員を派遣し、ネットワーク化を図ります。

(2) 災害時相互支援協定に基づく連携等

令和 5 年度に締結した「南筑後地区社会福祉協議会災害時相互支援協定」に基づき、災害ボランティアセンター運営に係る訓練や職員派遣、資機材の貸与等を行います。

(3) 民間助成等の情報提供

関係団体への情報提供及び申請があった場合の推薦などを行います。

(4) 後援名義の使用許可等

関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業の周知のために名義後援等を行います。

(5) 関係団体の表彰推薦

関係団体が主催する社会福祉事業等に関する表彰に係る推薦事務を行います。

3. 研修事業

(1) 役員・評議員研修

役員及び評議員を対象とした外部研修へ参加します。

- 役員及び評議員対象の外部研修への参加
- 監事等対象の会計セミナーへの参加

(2) 職員研修

[内部研修]

職員の資質向上を図るために、内部研修の開催を計画します。なお、平成 28 年度から、法人全体の業務や課題に対する共通理解を深め、オール社協で事業を推進していくために、各拠点及び多職種の職員で構成する職員研修企画委員会を立ち上げ、研修を企画しています。

- 職員基礎研修（年 2 回 常勤職員対象）
- パソコン研修（常勤職員対象）
- 交通安全研修（年 1 回 全職員対象）

[外部研修]

外部機関が実施する担当業務又は階層別研修に必要な応じて参加します。

- 専門研修
- 人権・同和研修

[災害対応研修]

災害発生時に備えて、県社協又は南筑後地区社会福祉協議会災害時相互支援協定に基づき実施される研修に参加します。

- 災害ボランティアセンター設置訓練

(3) 実習生の受入

社会福祉の専門家や介護職を目指す柳川市内在住者又は出身者等に、人材育成の一環として実習の場を提供します。

- 介護支援専門員及びホームヘルパーの介護職
- 社会福祉士等の相談援助職

《地域福祉活動推進部門》

今年度は、昨年に柳川市の地域福祉計画と一体的に策定した第3期地域福祉活動計画の2年目となります。本計画を軸に、行政をはじめ地区社会福祉協議会や民生児童委員協議会、地域、関係機関・団体等と連携を図りながら、地域福祉の推進に努めていきます。

地域福祉活動の推進については、人口減少や地域のつながりの希薄化、さらには、ここ数年の新型コロナウイルス感染拡大などに起因する孤独・孤立問題が顕著となる中、住民相互による支え合いや誰も排除しない地域づくりを推進していくため、よりあい活動や地域食堂の普及をはじめとする居場所づくり・地域支援に努めていきます。

また、今年度新たに柳川市から生活支援体制整備事業を受託することに伴い、本会に生活支援コーディネーターを配置することになります。市が配置する生活支援コーディネーターと連携しながら、高齢者の生活支援の充実を図るとともに、安心して住み続けられるように地域における支え合いを推進していきます。

小地域福祉活動の推進については、活動の基盤となる地区社会福祉協議会に対する財政支援をはじめ、運営や活動に関する助言、地区担当職員による個別支援など、組織体制の強化及び活動の活性化に向けた支援に努めます。

また、生活困窮世帯やひとり親世帯、地域食堂等への安定した支援を行うため、地域住民や市内の企業等に食糧品等の提供を依頼するなど、フードバンク事業を通じた地域支え合い活動の推進に努めていきます。

福祉委員については、今年4月から7期目の任期が始まります。高齢化の進行に伴い要支援者の増加が予想される中、福祉委員活動の更なる取り組みの推進が重要となります。地域のアンテナ役や身近な相談役としての福祉委員活動に対する住民への周知と理解促進を図るとともに、研修等を通じた資質向上、地域の福祉関係者との連携強化に取り組んでいきます。

設立から5年目を迎えた柳川市社会福祉法人連絡協議会においては、引き続き、地域の課題や制度の狭間にある問題の解決に向け、市内全域で多様な取り組みが展開できるよう当協議会の事務局としての役割を果たしていきます。

今後も、社協職員が積極的に地域に出向き、地域住民や福祉関係者、関係機関と連携協働し、地域の福祉ニーズの把握や福祉課題の解決に努め、市民に必要とされる存在になるよう努めていきます。

以上、この部門では、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、次の事業に取り組みます。

1. ボランティア活動・福祉教育

(1) ボランティアセンター事業〔市受託事業〕

市民のボランティア活動に関する理解と関心を高め、活動への住民参加の促進を図るために、次の事業に取り組みます。

- ボランティアに関する相談・登録・斡旋
- ボランティア発掘・育成
- ボランティア講座
- ボランティア団体の支援及び連絡調整

- ボランティアに関する情報の収集及び提供・広報活動
- ボランティアコーディネーターの配置
- ボランティア活動保険への加入促進
- 生活支援ボランティア（ちょいボラ）の普及・推進

(2) 市民福祉講座の開催

福祉時事問題や比較的マイノリティな福祉課題など幅のあるテーマを設定し、市民の福祉意識の高揚や当事者及びその家族等が抱える福祉課題解決への糸口となることを目的に講座を行います。➡市民への学習機会の提供

(3) 出前講座の開催

地域での自主的な学習活動の支援とともに、福祉に関する理解と関心を深めてもらうため、地域住民の要望に応じて、職員が集まりの場に出向き講座を行います。

(4) 傾聴ボランティア講座の開催

相談支援の基本となる傾聴の基礎を学び、地域や福祉施設等において活動する傾聴ボランティアを養成します。➡ボランティアの裾野の拡大、人材育成、地域福祉活動への活用

(5) 福祉教育教材活用事業

福祉読本「ともに生きる」を市内の各小学校等に配布し、福祉教育教材として活用してもらうことにより、福祉の心の醸成を図ります。➡福祉教育推進の一環

2. 調査・広報・普及

(1) 社協だよりの発行／年6回

社協事業や地域の福祉活動等を広く市民に広報するため、市内全戸に広報誌を配布します。

(2) ホームページ等による情報配信 [<https://yanagawa-shakyo.or.jp/>]

社協情報や福祉情報など、ホームページやLINE、フェイスブックを活用しタイムリーな情報配信を行います。

(3) 福祉データ基礎調査

人口や世帯数、高齢者数、高齢化率など福祉関連のデータを把握し、地域への情報提供等に活用するために調査を行います。

(4) やながわ福祉のつどいの開催 / 柳川市民文化会館で10月6日開催予定

これまでの「柳川市社会福祉大会」から名称を改め、より多様な年齢層の参加促進を図るとともに、社協活動や社会福祉への関心を高め、地域福祉活動を推進するための社協会費・共同募金・寄附金への認識を深めてもらうことを目的に実施します。また、若年層の参加促進を図るため、ふれあいフォトコンテストや福祉標語の募集を行います。

(5) 児童・高齢者福祉啓発事業

5月の児童福祉月間及び9月の老人福祉月間に合わせポスターを作成し、公共施設等に掲示することにより、児童・老人福祉に関する普及啓発を行います。

(6) 共同募金運動への協力

福岡県共同募金会柳川市支会の事務局と連携し、共同募金運動や災害時の義援金募集などに協力します。

➡共同募金は、民間の社会福祉活動を支える募金活動（市社協が柳川支会の事務局を担う）

10～12月の運動期間中に、戸別（世帯）募金、法人（企業や事業所）・個人大口募金、職域募金、イベント募金、街頭募金等を展開。募金ボランティア（区長、民生委員、地区社協関係者等）の協力を得て募金活動を推進。

※社協の地域福祉推進の主な財源である！

3. 小地域福祉ネットワーク・よりあい活動

(1) 福祉委員の設置推進

住民の福祉活動を担う地域の福祉ボランティアとして福祉委員の設置推進並びに未設置地区の設置促進を図ります。

➡各行政区から1人以上（区長推薦）、任期2年、（現在、約430名活動中）

地域の関係者（行政区長や民生委員など）と協力し、地域の気になる（心配な）人の見守りや情報提供の他、各地区で実施される福祉活動への参加協力。

（住民相互による支え合い活動の一環）

(2) 福祉委員新任研修会・地区別研修会の開催

福祉委員活動への認識を深めるとともに、時事問題への理解促進並びに活動に必要な情報提供を行い、福祉委員の資質向上を図ります。また、引き続き地区別研修会を開催し、福祉委員の情報交換及び交流の場づくりを支援します。

(3) 地域福祉セミナーの開催 [新規]

福祉委員、民生委員、地区社協関係者を対象に実施し、地域福祉推進に向けた認識の共有と関係者同士の連携促進を図ります。

(4) 地区社協活動支援

➡地区社協とは、その地域に暮らす住民の皆さんが話し合い、その福祉課題の解決に向けて自分たちでできることを考え、具体的に活動していく、住民の主体的な地域福祉活動を推進する任意の団体。

本市では、小学校区を単位に全19の地区社協が組織化されている。（H23全市で完了）

※地域のあらゆる関係者・団体等で組織され、地域の実情に応じた各種福祉活動を展開。

市社協と地区社協は、地域福祉を推進する良きパートナーであり、協働して事業を推進。

市社協は、地区社協への活動費の助成の他、活動への助言、運営面へのサポートを実施。

地区社協の主な活動は、要支援者の見守り・声掛け、集い、交流事業、研修会、防災など

(5) 見守りネットワークの推進

地区内の要支援者の支援活動に取り組む地区社協と連携を図りながら、地域の多様な関係者の協力のもと、見守りマップづくり及び配布物を通した見守り訪問活動を推進し、地域の見守り支援体制づくりを進めます。

- ➡地域において見守り活動等の充実強化を図っていくためには、支援に関わる地域関係者の連携を強化し、要支援者に関する情報共有の機会の充実を図っていくことが重要との認識から、見守りマップ作りを推奨している。実施にあたっては、地域に関わる関係機関の協力は不可欠。

(6) よりあい活動の普及推進

地域住民が気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや健康保持等を目的に実施される「よりあい活動」の普及、推進を図るために、次の事業に取り組みます。

□よりあい活動支援講座の開催

□よりあい活動支援室内遊具の貸出し及びレクリエーション指導

□よりあい活動新規立ち上げに対する助成金交付

- ➡よりあい活動（サロン活動）は、高齢者の孤立感や孤独感の解消、介護予防など様々な効果があることから、各市町村でも重点的な取り組みとして展開されている。

※これからの小地域における福祉活動は、見守り活動と居場所づくりが主流に。

市社協でも今年度の重点目標に設定して取り組むこととしている。

(7) 福祉関連機材・機器貸与事業

福祉関連の機材及び機器（プロジェクター、高齢者疑似体験用具等）を貸与することにより、市民の福祉の向上並びに地域福祉活動の推進を図ります。

4. 当事者及び当事者団体支援

(1) 地域食堂等の支援

子どもの貧困や孤食の問題の解決、年齢や障がい等に関わらない地域の支え合い活動の推進等を目的として実施される地域食堂等の普及、推進を図るために次の事業に取り組みます。

□地域食堂の運営に関する情報提供

□地域食堂支援助成金の交付

- ➡子ども食堂や地域食堂等の取り組みは、住民の親睦、仲間づくり・交流の場づくりとして全国的に拡大。市社協でも今年度の重点目標に設定して取り組むこととしている。

(2) フードバンク事業の推進

生活困窮世帯や子育て世帯、地域食堂等を支援するために、地域住民や市内のスーパーや商店等に食料品等の提供を依頼し、地域での支え合い活動を推進します。

- ➡困窮者支援や地域交流事業への柔軟な食料支援を行うためには、常時、食品の確保及び保管が必要。社協財源やフードバンクくるめからの提供に加え、市内事業所からの食品提供体制の整備を進めることとしている。

(3) 各福祉団体活動の支援

当事者自らが、課題の解決に向けた活動を自主的に行う福祉団体の活動を支援します。

(4) 歳末たすけあい事業支援

地区社協を通じて実施される地域歳末たすけあい運動の取り組みを支援します。

➡歳末時期に各地区で取り組まれる見守りや声掛け、交流事業等について、共同募金の財源を活用し助成金を交付している。

(5) 物故者への敬供事業

物故者の生前の労に感謝し、霊前に敬供品と弔意を贈ります。

5. 生活支援体制整備事業の推進〔市受託事業〕〔新規〕

独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、地域の支え合い体制づくりを進めるため生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題や社会資源の把握、居場所づくりの支援、必要な福祉サービスの開発、課題解決に向けた話し合いの場の設定など、多様な担い手による高齢者の生活支援サービスの充実と、介護予防につながる社会参加を推進します。

6. 地域における公益的な取り組みの推進

市内の社会福祉法人等とそれぞれの事業分野の枠を超えて、相互に連携・協働して、制度の狭間にある福祉課題の解決に向け、取り組みを進めます。

➡社会福祉法の改正により社会福祉法人には、地域における公益的な活動を行うことが責務化された。人員体制上、単独で取り組むことが困難な法人もあることや、できる活動も限られることから、柳川市では、市社協が各法人に呼びかけ、協働で様々な課題に取り組んでいけるよう社会福祉法人連絡協議会を設立し、生活困窮者への対応や制度外の問題に対応している。現在 15/26 法人が加入。

《生活支援部門》

住民からの相談やニーズを的確に受け止め、その課題解決のために関係機関と連携を取りながら、様々な支援を行っていきます。

総合相談事業については、誰もが気軽に相談できる窓口を目指し、相談者の福祉課題や生活問題の把握に努め、法人内部での情報共有や各種関係機関と連携を密にしながら解決に努めていきます。

生活福祉資金貸付事業は、市が実施している生活困窮者自立相談支援事業と連携しながら、借受世帯の経済的自立と生活の安定を図っていくとともに、生活福祉資金の貸付だけにとどまらない各種関係機関と連携した継続的な支援に繋げていきます。また、新型コロナウイルスの影響で減収した世帯に対する生活福祉資金の特例貸付の償還が始まっているものの、今もなお生活が困窮している世帯に対し、償還の猶予やその他の社会資源の活用など必要な情報を届けるために、生活相談会を開催するなど借受世帯に寄り添った相談支援を行っていきます。

権利擁護事業については、これまで実施してきた判断能力が不十分な方を対象に日常的な支援を行う日常生活自立支援事業に加え、日常的な支援に留まらない全ての財産管理や身上監護（福祉施設の入退所など生活全般の支援）に関する契約等の法律行為を支援する後見人等を法人で受任する法人後見事業に取り組んでいきます。

以上、この部門では、地域住民のあらゆる生活課題を受け止め、必要な支援につなぐとともに、福祉サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供等を行い、多様な生活支援サービスを提供するため、次の事業に取り組めます。

1. 悩みごとを抱える世帯への支援

(1) 日常的な総合相談事業

福祉に関する総合相談窓口を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

➡ワンストップ型の総合相談を目指す。社協職員は、福祉の専門職として市民からの日常的な相談に対応する必要がある。制度、市や社協の福祉サービスなど幅広い情報が把握しておく必要がある。

(2) 心配ごと相談事業（市受託事業）

心配ごと相談所を設置し、住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行います。

□第1・第3木曜日 13:00~16:00 柳川総合保健福祉センター

[相談員：司法書士、民生児童委員]

2. 生活困窮世帯への支援

(1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸し付けと併せて必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定を図ります。

□総合支援資金、福祉資金、教育支援資金などの相談受付

□新型コロナ特例貸付世帯を対象とした生活相談会の開催 [新規]

➡民生児童委員の世帯更生運動から創設された貸付制度（民生委員の協力不可欠）

(2) 緊急支援品支給事業

一時的に食事等の摂取が困難な生活困窮世帯に対して、食糧及び飲料水等を支給することによって、生命維持のための緊急的な支援を行います。また、余剰食品や規格外食品を提供するフードバンクなど、関係機関等と連携を図りながら取り組みを進めていきます。

3. 子育て世帯への支援

(1) 子育て支援ゆずりあい事業

不要となった育児用品（チャイルドシート、ベビーベッド、ベビーバス）を譲りたい人と譲ってほしい人を登録し、斡旋を行うことにより、資源の有効活用と子育て世代の交流及び経済的な負担軽減を図ります。

4. 在宅生活の支援

(1) 福祉用具貸与事業

介護保険適用外の虚弱高齢者や障がい児・者及び一時的に病気やけがをされた方等に対して、福祉用具を貸与することにより、利用者及び介護者の日常生活の支援を行います。

① 電動ベッド ② 簡易ベッド ③ 車いす ④ 歩行器 ⑤ 松葉杖 ⑥ 乳児用ベッド

(2) ハンディキャブ貸与事業

車いす利用者や歩行が著しく困難な方に対し、ハンディキャブ（福祉車両）を貸与することにより、利用者の社会参加と日常生活の向上を図ります。

5. 被災世帯への支援

(1) 火災見舞品支給事業

火災による被災者世帯へ寝具の救援物資を支給します。

6. 権利擁護が必要な方への支援

(1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症、知的障がいもしくは精神障がいがあり、判断能力が不十分なために日常生活でお困りの方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理及び書類等の預りサービスを行います。

(2) 金銭管理及び財産保全サービス事業

日常生活自立支援事業を利用する見込みがあり、周囲に支援者がおらず直ちに金銭管理が必要な方を対象に、当該事業を利用開始するまでの1～2ヶ月間、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理及び書類等の預かりサービスを行います。

(3) 法人後見事業 [新規]

判断能力の低下により後見人が必要であるにも関わらず、後見人のなり手がいないなどの理由で成年後見制度を利用できない方を対象に、法人として後見人等になって財産管理及び身上監護などの後見事務を行います。

7. 福祉バス運営事業（市受託事業）

福祉団体等の視察研修及び大会等参加のために福祉バスの運行を行います。

8. 大和・三橋老人福祉センター運営事業（市受託事業）

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供するために設置された大和・三橋老人福祉センターの管理運営を行います。

《障がい者相談支援部門》

柳川市から受託した基幹相談支援事業は4年目となります。「第6期柳川市障がい福祉計画」並びに「第2期柳川市障がい児福祉計画」4年目となるため、計画に即した基幹相談支援センターとしての役割を果たしていきます。

障がい福祉に関する総合相談窓口として初期相談に対応しながら関係機関と連携し、権利擁護の視点に基づき意思決定を中心とした相談支援を行っていきます。また、市内相談支援体制の充実を図るため、相談支援事業の連携強化に取り組み、高齢者福祉分野や子育て・教育分野など障がい福祉と関わりがある機関との関係性を構築し、市民に対する障がいについての啓発活動や情報発信を行っていきます。

権利擁護においては、虐待防止センターである行政と連携し、虐待通報窓口を担うことで速やかに通報できる体制整備を進めるとともに、障害福祉関係機関と情報共有や研修等を重ねることで虐待防止や利用者の権利擁護の取り組みを進めていきます。

また、本市における障がい者支援の取り組みを総合的に推進していくため、自立支援協議会を中心に関係機関が連携し、支援体制の充実を図っていきます。

以上、この部門では、地域の障がい福祉の拠点として、障がいがあっても住みやすいまちづくりを実現するため、次の事業に取り組みます。

➡障がい者基幹相談支援センター（センター長1人 [相談員兼務]、相談員3人、事務員1人）

1. 障害者相談支援事業

(1) 相談支援体制の強化

- 専門的な知識を必要とする困難ケースの対応
- アウトリーチが必要な方への訪問相談
- 市内相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所との関係性の構築
- 相談員のスキルアップを図るための取り組み

(2) 権利擁護の推進

- 虐待防止センターへの速やかな通報
- 虐待防止に係る研修会の開催
- 成年後見制度の利用支援

(3) 地域移行・地域定着支援

- 精神科病院に長期入院している方の退院前後の支援
- 障がい者施設に長期入所されている方の退所前後の支援
- 刑務所など更生施設から出所される障がいのある方の支援

(4) 計画相談支援

- 緊急性を要する方への迅速なサービス利用に繋げるための計画作成

(5) ピアカウンセリングの管理・運営

- 発達障がい・精神障がい当事者及び支援者の集いの企画・運営
- その他障がい当事者の集いの推進

(6) 自立支援協議会の運営

- 行政や他相談支援事業所と連携した事務局運営
- 部会事務局の後方支援

(7) 地域生活支援等整備事業との連携強化

- 行政との連携による夜間等含む緊急時相談への対応
- 自立に向けた体験の場の整備
- 支援者のスキルアップの取り組み

2. 居住サポート事業

不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主との入居契約手続き支援を行うとともに、生活上の課題に対する緊急時の相談支援及び関係機関との調整を行います。

《在宅福祉サービス部門》

新型コロナウイルスも 5 類感染症に移行され、以前のように感染回避のため介護サービスの新規利用を控える傾向は少なくなったものの、要介護度軽度の利用者の割合が高い本会の事業経営は、依然として厳しい状況が続いています。

そのような中、介護保険事業については、介護保険制度改正に伴い介護報酬の改定が行われ、今年 4 月から、本会の主流事業である訪問介護サービスにおける基本報酬が 2～3%引き下げられます。さらに、これまでの処遇改善やベースアップ等に関する 3 つの加算が一本化され、加算率が拡充された新たな加算制度が創設されることとなります。加えて算定要件も見直されたことで加算取得が容易になったことから、安定した事業経営を確保するため、新設される処遇改善加算を取得することでサービス提供体制を整備し、利用者が安心してサービスを受け自立した生活を送れるよう支援していきます。

また、多くの地域福祉サービスと一体的に介護保険サービスを提供できるという強みがあることを全職員が自覚し、積極的に地域へ出向き情報発信することで、選ばれる社会福祉協議会を目指し、新規利用者の獲得にも繋げていきます。

前回の制度改正により、介護事業所には自然災害や感染症等の有事においても介護サービスを継続的に提供できるよう業務継続計画の策定が義務付けられたことから、業務執行体制や平時における備え等について定めた業務継続計画を令和 5 年度に策定しました。今後は、計画内容について職員間で学習を深め情報を共有するとともに、手順の確認や訓練等を実施しながら、日頃からの備えと事業継続に向けた取り組みを進めていきます。

以上、この部門では、高齢者の方が「住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしたい」という願いを実現し、できる限り自立した日常生活が送れるよう支援するため、次の事業に取り組みます。

1. 介護保険事業

(1) 訪問介護事業

訪問介護事業では、介護の必要な高齢者の居宅を訪問し、食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯・掃除などの生活援助を、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体の状況に応じて自立した在宅生活が送れるようにサービスを提供します。

□ 1 ヶ月あたりの延べ訪問回数 277 回を目標とします。(令和 5 年度月平均 225 回)

➡サービス提供責任者 3 人、非常勤ヘルパー 20 人 (利用者 30 名程度)

(2) 居宅介護支援事業

居宅介護支援事業では、介護保険制度に基づく介護サービスを受ける時に必要となる介護サービス計画 (ケアプラン) の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行い、医療・保険・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるようにサービスを提供します。

□ 1 ヶ月あたりのプラン作成数 100 件を目標とします。(令和 5 年度月平均 103 件)

➡ケアマネージャー 3 人 (利用者 90 人程度)

2. 予防給付事業

(1) 介護予防支援事業〔地域包括センターからの受託事業〕

介護予防支援事業では、地域包括支援センターの委託を受け、介護保険制度による介護予防サービスを受ける場合に必要となる介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成、相談、サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりのプラン作成数 14 件を目標とします。(令和 5 年度月平均 16 件)

➡ケアマネージャー3人(介護保険事業兼務)

3. 障害福祉サービス事業

(1) 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者居宅介護事業(ホームヘルプサービス)

自立支援給付決定を受けられた身体・知的・精神障がい・難病の方に対し、社会との関わりや個々のニーズを大切にサービスを提供し、在宅で自立した生活を送れるように支援します。

□ 1ヶ月あたりの延べ訪問回数 200 回を目標とします。(令和 5 年度月平均 145 件)

➡サービス提供責任者、非常勤ヘルパー対応

4. 在宅介護自費サービス事業【たすかる介護サービス事業】

介護保険法に基づく訪問介護(予防事業含む)及び障害者居宅介護事業等における保険給付範囲外のサービスニーズに幅広く対応することができるよう、必要な在宅福祉サービスを提供します。

➡市社協独自による介護サービスの提供(非常勤ヘルパー対応)

5. 地域生活支援事業

(1) 移動支援事業〔市受託事業〕

屋外での移動が困難な障がい者(児)の地域における自立生活及び社会参加を図るために、日常生活の外出支援を行います。

➡サービス提供責任者、非常勤ヘルパー対応

6. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防訪問介護相当サービス

従来の要支援 1・2 の方を対象とした介護予防給付事業で、利用者一人ひとりの残存能力を生かしつつ、身体状況に応じて自立した在宅生活を送れるよう炊事・洗濯・掃除などの生活援助や、入浴介助等の身体介護を提供します。

➡非常勤ヘルパー対応

② 訪問型サービス A (生活管理指導員派遣事業)〔市受託事業〕

市内に居住する 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯で、介護保険の要支援 1 又は 2 の認定を受けた人や基本チェックリストで該当した人に対し、日常生活に関する生活支

援、指導を行います。

➡非常勤ヘルパー対応

(2) 一般介護予防事業

① 地域介護予防活動支援事業（高齢者生きがい活動支援通所事業）〔市受託事業〕

趣味活動等のサービスを提供し、孤立感の解消並びに介護予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ります。（1日10～15名程度の利用者）

➡送迎、健康チェック、食事、入浴等のサービスの他、レクリエーションや趣味活動など

7. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕

母子家庭、寡婦、及び父子家庭にホームヘルパーを派遣して、日常生活の援助を行います。

➡非常勤ヘルパー対応

8. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕

2人以上の多胎児を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児に関する支援を行います。

➡非常勤ヘルパー対応

《月別実施事業》

月	事業名
4月	福祉データ基礎調査（人口、高齢者、障害者等） 福祉委員改選に伴う委嘱状交付及び新任者研修
5月	社協だより発行（5月号） 児童福祉月間ポスターによる啓発 監査
6月	定時評議員会 理事会 地区社協連絡会① 福祉教育教材配布（市内小学校等） よりあい活動支援講座① 福祉委員地区別研修①②
7月	社協だより発行（7月号） 福祉委員地区別研修③④
8月	よりあい活動支援講座②
9月	社協だより発行（9月号） 老人福祉月間ポスターによる啓発 ボランティア講座①②
10月	赤い羽根共同募金運動（12月31日まで） ボランティア講座③ 傾聴ボランティア養成講座①② やながわ福祉のつどい（10月6日）
11月	社協だより発行（11月号） 傾聴ボランティア養成講座③ 地区社協連絡会視察研修
12月	歳末たすけあい運動（12月31日まで）
1月	社協だより発行（1月号） よりあい活動支援講座③ 市民福祉講座①② 地域福祉セミナー
2月	市民福祉講座③④
3月	社協だより発行（3月号） 理事会・評議員会 地区社協連絡会②

《通年事業》

1. 第3期地域福祉活動計画の推進
2. 心配ごと相談事業
3. 生活福祉資金貸付事業〔県社協受託事業〕
4. 緊急支援品支給事業
5. 社会福祉法人連絡協議会による地域における公益的な取り組みの推進
6. ホームページ、SNSによる情報配信
7. 地区社協事業
8. よりあい活動事業の普及推進
9. 火災見舞品支給事業
10. 物故者への敬供事業
11. 福祉用具貸与事業
12. ハンディキャブ貸与事業
13. 各種機材・機器等貸与事業
14. 地域食堂等の支援
15. フードバンク事業
16. 生活支援体制整備事業〔市受託事業〕
17. 子育て支援ゆずりあい事業
18. 日常生活自立支援事業〔県社協受託事業〕
19. 法人後見事業
20. 介護保険事業
21. 予防給付事業
22. 障害福祉サービス事業
23. 在宅介護自費サービス事業
24. 移動支援事業〔市受託事業〕
25. 障害者相談支援事業〔市受託事業〕
26. 居住サポート事業〔市受託事業〕
27. 介護予防訪問介護相当サービス
28. 訪問型サービスA（生活管理指導員派遣事業）〔市受託事業〕
29. 地域介護予防活動支援事業（高齢者生きがい活動支援通所事業）〔市受託事業〕
30. ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業〔市受託事業〕
31. エンゼルサポーター派遣事業〔市受託事業〕
32. 福祉バス事業〔市受託事業〕
33. 大和・三橋老人福祉センター管理運営〔市受託事業〕
34. ボランティアセンター事業〔市受託事業〕